

(2)判定結果

判定	結果	申告書の提出先	申告相談の受け付け
A	所得税の確定申告が必要です 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成することができます。作成した確定申告書は、 e-Tax で送信するか、印刷して持参または郵送により提出してください。 また、スマートフォンを使って所得税の確定申告もできますので、活用をご検討ください。 所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入ください。	十和田税務署 (市役所向かい) 【郵送の場合】 〒034-8613 西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎2階	とき 2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後4時 ところ 十和田奥入瀬合同庁舎 1階共用会議室 (市役所向かい)
B	市・県民税の申告が必要です 市・県民税の申告書や記入例は、税務課窓口に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。郵送にも対応していますので、希望する場合は連絡ください。 作成した申告書は、持参または郵送により提出してください。	税務課(申告相談の受付期間は市役所別館5階会議室) 【郵送の場合】 〒034-8615 (住所記載不要) 十和田市役所税務課宛	とき 2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く) 午前8時45分～11時 午後1時～4時 ところ 市役所別館5階会議室
C	場合によっては所得税の確定申告、市・県民税の申告が必要です 年金・給与収入から所得税が源泉徴収されていて、控除を追加したい場合や収入が年金のみで、所得税が源泉徴収されず配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除を追加したい場合は、申告が必要です。	▶年金・給与収入から所得税が源泉徴収されていて、控除を追加したい場合 →税務署に確定申告書の提出が必要となります。 ▶収入が年金のみで、所得税が源泉徴収されず配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除を追加したい場合 →市役所に市・県民税の申告書を提出してください。	
D	所得税の確定申告、市・県民税の申告は必要ありません。		

(3)申告相談の際に必要なもの

対象	必要書類など
申告者全員 (全て申告者本人のもの)	①印鑑(朱肉の必要なもの) ②市役所から郵送された受付票(前年の申告の状況をもとに個別に郵送された人のみ) ③マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと本人確認書類(運転免許証など) ④口座番号が分かるもの(口座振替を希望する場合は、口座の届け出印も必要です)
所得	給与・年金所得 源泉徴収票 営業・農業・不動産所得 収支内訳書※
控除	社会保険料控除 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かるもの
	生命保険料控除 支払金額などの証明書
	地震保険料控除
	医療費控除 補填金の支給金額が分かるもの <従来の医療費控除を選択する場合> 医療費控除の明細書※、医療費の領収書、医療保険者から交付を受けた医療費通知 <セルフメディケーション税制を選択する場合> セルフメディケーション税制の明細書※、「スイッチOTC医薬品」購入費の領収書、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類(領収書(原本)、予防接種済証(原本)、結果通知表(コピー可 ※健診結果部分は黒塗りでも可))
	障害者控除 身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)、高齢介護課で発行した障害者控除対象者認定書(要介護認定者用)
配偶者(特別)控除 源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類	
寄付金控除 寄付先から発行された証明書(ふるさと納税など寄付金受領証明書)	

※整理・集計済みのもの。整理・集計をしていない場合は、整理・集計後に受け付けします。



市・県民税の申告受け付け

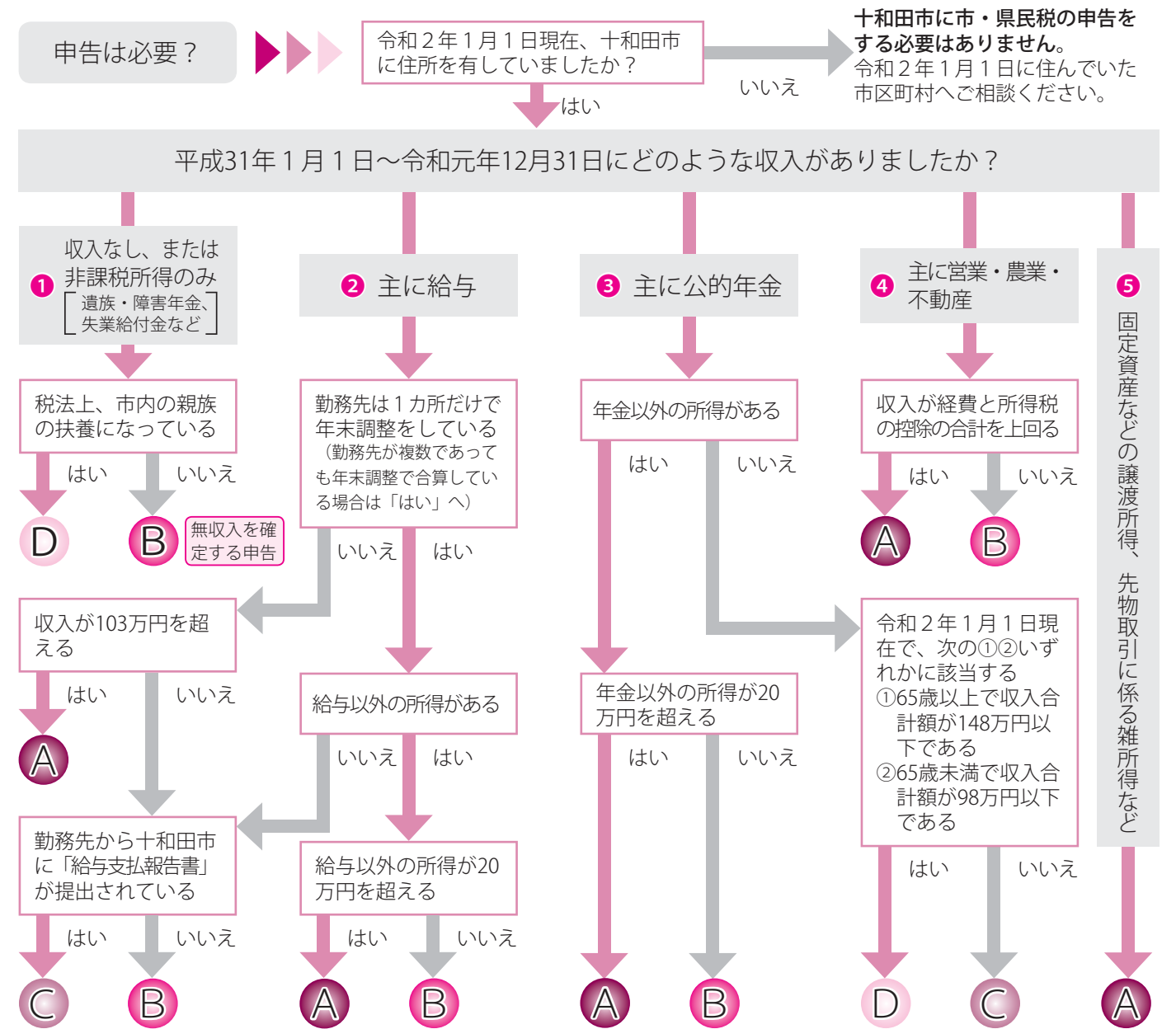
が始まります

❖市・県民税の申告に関すること ☎税務課市民税係 ☎6766・6767
❖所得税の確定申告に関すること ☎十和田税務署 ☎3151

(1)申告が必要かどうかを下の図を使って確認しましょう

下の図は、一般的な例を示しています。
不明な点は税務課までお問い合わせください。

※所得、税金に関する証明書が必要な場合は市・県民税の申告が必要です。



※**A**～**D**の判定結果は9ページをご覧ください。